

熊本県公報

第 1 0 8 8 6 号
平成 14 年 9 月 11 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

指定介護療養型医療施設の取消し……………(高齡保健福祉課) 1
 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改
 正する要領……………(監理課) 1
 指定居宅サービス事業所の指定……………(高齡保健福祉課) 2
 漁協合併に伴う特定養殖共済加入区の改正……………(漁政課) 2
 結核予防法による医療機関の指定……………(健康増進課) 3
 結核予防法による医療機関の辞退……………(") 3

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 4
 平成 14 年度熊本県水産業改良普及員資格試験合格者……………(水産振興課) 4
 開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 4
 "……………(") 5

正 誤

平成 14 年 8 月 30 日熊本県公安委員会規則第 13 号(自動車運転代行業
 の業務の適正化に関する法律事務取扱規則の一部を改正する規則)中
 ………………(警察本部) 5

告 示

熊本県告示第 682 号
 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 114 条第 1 項の規定により指定介護療養型医療
 施設の指定を次のとおり取り消した。
 平成 14 年 9 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護療養型医療施設】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	取消年月日
医療法人社団白陽会 菊陽中央病院 菊池郡菊陽町辛川 1923 番地 1	医療法人社団 白陽会	平成 14 年 9 月 1 日

熊本県告示第 683 号
 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領を次の
 ように定める。
 平成 14 年 9 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領
 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成 5 年熊本県告示第 243
 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

(不正又は不誠実な行為)	当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内
9 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内
10 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁こ以上の刑若しくは刑法(明治 40 年法律第 45 号)の規定により罰金刑を宣告され、県工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内

を

(建設業法違反行為)	当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内
9 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反し、県工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2 箇月以上 9 箇月以内
10 県工事等に関し建設業法の規定に違反し、県工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内
(不正又は不誠実な行為)	当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内
11 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内
12 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法(明治 40 年法律第 45 号)の規定により罰金刑を宣告され、県工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 9 箇月以内

に改める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

熊本県告示第 684 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 9 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
春風ヘルパーステーション 熊本市春日三丁目 9 番 1 号	医療法人社団 清心会	平成 14 年 9 月 1 日

熊本県告示第 685 号

今般、鍋漁業協同組合と高道漁業協同組合が合併し、岱明漁業協同組合となったが、当該漁業協同組合に係る漁業災害補償法(昭和 39 年法律第 158 号)第 125 条の 4 第 1 項第 2 号の規定による加入区(区域及び区分)については、同法施行令(昭和 39 年政令第 293 号)第 18 条の 8 第 2 項の規定に基づき、引き続き、存続させることとし、昭和 63 年 10 月 3 日熊本県告示第 704 号の 4(のり特定養殖共済にかかる加入区の新設)の一部を次のように改める。

平成 14 年 9 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

のり養殖業の表中

第 4 号	鍋	"	"
第 5 号	高道	"	"
第 6 号	滑石	"	"

を

第 4 号	岱明漁業協同組合の地区のうち、旧鍋漁業協同組合の地区	"
第 5 号	岱明漁業協同組合の地区のうち、旧高道漁業協同組合の地区	"
第 6 号	滑石漁業協同組合の区域	"

に改める。

熊本県告示第 686 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

平成 14 年 9 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指令番号	所在地	名称	開設者		指定年月日
			住所	氏名	
36	菊池郡西合志町御代志輪淵 2037-9	大塚薬局みよし店	菊池郡西合志町須屋二本松 2784-2	有限会社大塚薬品	平成 14 年 8 月 26 日
37	菊池郡西合志町須屋 2784-2	大塚薬局	菊池郡西合志町須屋二本松 2784-2	有限会社大塚薬品	平成 14 年 8 月 26 日
38	下益城郡松橋町大野 346	さくら調剤薬局松橋店	人吉市土手町 37 番地	アドバンス株式会社	平成 14 年 8 月 26 日
39	荒尾市荒尾字上川後田 4160 番地 271	田宮泌尿器科クリニック	荒尾市荒尾 1771 番地	田宮三郎	平成 14 年 8 月 26 日
40	天草郡大矢野町登立 9616-15	大矢野佐伯調剤薬局	天草郡大矢野町登立 1424-1	有限会社パートナー	平成 14 年 8 月 26 日

熊本県告示第 687 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定により、次の医療機関は、その指定を辞退した。

平成 14 年 9 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

所在地	名称	開設者	
		住所	氏名
人吉市下青井町 92	福山内科小児科医院	人吉市下青井町 92	福山武次
天草郡大矢野町登立 9616-15	大矢野佐伯調剤薬局	菊池郡西合志町須屋 715-84	有限会社佐伯薬局

公 告

熊本県公告第 720 号

大規模小売店舗土地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 9 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）サザンスターモール十禅寺
熊本市十禅寺三丁目 69-1 ほか
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
（株）ミスターマックス 代表取締役 平野能章
（株）レッドキャベツ 代表取締役 岩下義之
（株）ファーストリテイリング 代表取締役 柳井正
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成 15 年 4 月 28 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
9,218 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - （1）駐車場の収容台数
732 台
 - （2）駐輪場の収容台数
281 台
 - （3）荷さばき施設の面積
472 平方メートル
 - （4）廃棄物等の保管施設の容量
202 立法メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - （1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻午前 9 時（ファーストリテイリングのみ午前 10 時）閉店時刻午後 10 時
 - （2）来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
 - （3）駐車場の自動車の出入口の数
6 か所
 - （4）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 8 時まで
- 5 届出年月日
平成 14 年 8 月 27 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 14 年 9 月 11 日から平成 15 年 1 月 10 日まで

熊本県公告第 721 号

熊本県水産業改良普及員資格試験実施要項（昭和 61 年 9 月 25 日熊本県告示第 698 号）に基づく平成 14 年度熊本県水産業改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成 14 年 9 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成 14 年度熊本県水産業改良普及員資格試験合格者

受 験 番 号
02001、02002、02003、02004、02005

熊本県公告第 722 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 9 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
阿蘇郡阿蘇町大字黒川字東北塚 881 番 1 の一部、同 881 番 2 の一部、同 881 番 3 の一部、同 881 番 4 の一部及び同 881 番 9 の一部
4,135.82 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

阿蘇郡阿蘇町大字内牧 261 番地
財団法人阿蘇町地域振興公社

熊本県公告第 723 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 9 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
人吉市瓦屋町字後田 2379-6、同 2380-1、同字内白田 2382-1、同 2383-1、同 2384-1、同 2385-1、同 2386-1、同 2387-10 並びに里道及び水路の一部
5,547.41 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
球磨郡錦町西字打超 715-1
サンロード株式会社

正 誤

平成 14 年 8 月 30 日熊本県公安委員会規則第 13 号（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則の一部を改正する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正	誤
14	別記様式第 10 号を次のように改める。 別記様式第 10 号（第 7 条関係）	別記様式第 10 号（第 7 条関係）
16	別記様式第 12 号を次のように改める。 別記様式第 12 号（第 7 条関係）	別記様式第 12 号（第 7 条関係）
17	別記様式第 12 号の次に次の 4 様式を加える。 別記様式第 12 号の 2（第 7 条関係）	別記様式第 12 号の 2（第 7 条関係）
	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 19 条第 1 項の規定より読み替えて	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 19 条の規定により読み替えて

